

# 〔概要版〕

## 新宿区 第 期 ホームレスの自立支援等に関する推進計画(素案) ~ それぞれのタイプ・段階に応じた支援をめざして ~

### 〔背景〕

厳しい経済・雇用情勢の急速な悪化のもと、派遣労働者等の解雇・雇止め等による相談者が急増している。

路上生活が長期化・高齢化したホームレスに加え、「ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人」への対応は、量的にも質的にも困難を極めている。

ホームレスのニーズ、支援段階に応じた総合的な取り組みと、質的な変化に対応する施策の展開が必要となっている。

### 〔基本方針〕

限られた資源の総合化を図り、自立への段階に応じた適切な支援の方向性を明らかにし、実効性の高い取り組みとする。

国・東京都の役割を明確にし、総合的な施策の確立や財政負担のあり方などについて、積極的に提言・要望を行う。

多くの区民の理解と協力を深め、NPO等支援団体との連携をより一層強化する。

### 〔ホームレスのタイプと定義〕

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」第二条の「ホームレスとは都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として、日常生活を営んでいる者」に、「ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人」を加える。

限られた資源の有効活用、ホームレスそれぞれの態様・段階のニーズの違いに応じた総合的な施策の展開を図るために、三つのタイプに分ける。

タイプ1 概ね 50 歳以上で、ホームレス生活が長期化した層

タイプ2 概ね 50 歳以下で、傷病・障害あるいは過去の生育歴・職歴等から、社会関係の再構築の支援も必要な層

タイプ3 概ね 50 歳以下を中心に、仕事と住宅が確保されれば、すぐにでも自立ができる層

### 〔区・東京都・国の役割〕

#### 新宿区の役割

基礎自治体である新宿区は、様々なホームレス状態にある人に対して、早い段階での相談・助言や適切な社会資源に結びつけること、また、ホームレスであった人が再び路上生活に戻らないために、地域福祉の視点から地域生活を継続する支援を行う。

- 1 施策の総合化を図る
- 2 地域のネットワークづくりを推進する
- 3 情報の発信、施策の要望・提言に努める

#### 東京都の役割

東京都は、国との連携や東京 23 区との協議により、施設整備や住宅の確保などの社会資源の整備を促進する

- 1 強力なリーダーシップの発揮
- 2 東京 23 区への積極的な調整・助言を行う
- 3 国への働きかけを強化する

#### 国の役割

国は、自治体の意見を取り入れた社会資源の整備や財政支援を行うなど、総合的な施策を策定し実施する。

- 1 総合的な雇用・住宅対策等の推進
- 2 社会資源の整備
- 3 積極的な財政支援

### 〔八つの基本施策〕

#### 1 相談体制の機能強化

#### 2 アセスメント(個々の状態把握)システムの構築

#### 3 福祉的支援の条件整備

#### 4 施設・住宅資源の確保

#### 5 就労支援

#### 6 人的資源の開発とネットワークづくり

#### 7 公共施設の適正管理

#### 8 人権啓発

### 〔具体的な主な取り組み(新規・拡充事業等)〕

#### 1 相談体制の強化 (P49)

拠点相談事業(新宿区) 巡回相談事業(都区共同)  
巡回相談一時宿泊支援事業(新宿区:新規)

宿泊所等入所者相談援助事業(新宿区) 地域生活安定促進事業(新宿区)

#### 2 アセスメント(個々の状態の把握)システムの構築 (P51) (新宿区:新規)

#### 3 福祉的支援の条件整備 (P51)

応急援護事業(新宿区) 年金の調査(新宿区) 住民登録の設定(新宿区)

#### 4 施設・住宅資源の確保 (P52)

民間宿泊所の借り上げ:給食宿泊場所の確保(新宿区:拡充)

緊急一時宿泊事業(都区共同:新規)

生活支援付き住宅(施設)援助事業(国・東京都・新宿区:新規)

無料低額民間宿泊所の居宅生活移行支援事業(新宿区:新規)

#### 5 就労支援 (P56)

「自立支援連絡会」の設置(新宿区:新規)

#### 6 人的資源の開発とネットワークづくり (P57)

ホームレス対策ハンドブックの作成(新宿区:新規)

地域別連絡会議の設置(新宿区)

#### 7 公共施設の適正管理 (P58)

公園・道路・図書館など公共施設の適正管理

#### 8 人権啓発 (P61)

ネットワークづくり等による啓発 シンポジウム等を通じた啓発

注:(P00)は、第 期推進計画(素案)中のページを示します。